

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年1月10日

京都市長 榊 本 頼 兼

## 1 入札に付する事項

### (1) 役務等件名及び予定数量

- |                            |           |
|----------------------------|-----------|
| ① 南部クリーンセンター第一工場焼却残滓搬出運搬業務 | 約50,200 t |
| ② 東北部クリーンセンター焼却残滓搬出運搬業務    | 約53,000 t |
| ③ 北部クリーンセンター焼却残滓搬出運搬業務     | 約33,200 t |
| ④ 東部クリーンセンター焼却残滓搬出運搬業務     | 約34,300 t |

### (2) 役務の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに従う。

### (3) 作業期間

①から④まですべて平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

### (4) 履行場所

#### ア 積込場所

- ① 京都市伏見区横大路八反田29番地  
南部クリーンセンター第一工場
- ② 京都市左京区静市市原町1339番地  
東北部クリーンセンター
- ③ 京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地  
北部クリーンセンター
- ④ 京都市伏見区石田西ノ坪2番地18

東部クリーンセンター

イ 指定処分地(上記ア 積込場所の各クリーンセンターから下記2箇所)

(7) 東部山間埋立処分地 (エコランド音羽の杜)

京都市山科区東野東山, 西野東山, 柳辻東山

京都市伏見区醍醐上山田, 醍醐陀羅谷他

事務所所在地 埋立事業管理事務所 京都市伏見区醍醐上山田1番地

(4) 大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎基地 (大阪湾処分地)

尼崎市平左衛門町70番地

## 2 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書提出の日において、京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）、又は登録業者以外の者で、一般競争入札参加資格の確認の結果の通知の日の前日までに平成18年12月5日付京都市告示第290号（以下「告示」という。）に定める資格の申請を行い、開札の時までに告示に定める資格を有すると認められた者のいずれかであって、かつ、次のとおり第1次確認及び第2次確認の2回に分けて確認する資格のいずれについても有している者でなければならない。

### (1) 第1次確認に係る資格

次に掲げる条件をすべて、一般競争入札参加資格確認申請書提出の日（オにあっては、提出の日から確認までの間）において、満たしていることを証明できること。

ア 平成15年4月1日以後に一般廃棄物収集運搬の作業に係る契約を締結し、平成18年3月31日まで当該契約の履行を支障なく完了した実績

(自己の一般廃棄物を自ら収集運搬した実績及び専ら再生利用の目的となる一般廃棄物の収集運搬した実績を除く。)があること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請の日以後において、貨物自動車運送事業法第3条に規定する許可を有している者であること。

ウ 業務の履行に使用しようとする運搬用車両(以下「車両」という。)が、いずれも次の条件を満たしていることが証明できること。

なお、入札手続き中及び契約履行中の車両の変更は、車両の損壊その他のやむを得ない事情による場合を除き認めない。

(ア) 仕様書に定める台数、寸法、荷台容積、構造その他の仕様(特殊仕様に係る部分を除く。)に合致する車両により契約を履行することができること。

(イ) 車両は、許可権者に産業廃棄物収集運搬車両としての届け出を行っていないこと。

(ウ) 車両は、貨物自動車運送事業法第3条に規定する許可に基づく事業用貨物車(グリーンナンバー車)であること。

エ 日々の確実な運搬体制を確保するため、運転手が常駐している所在地(事務所又は車庫)が各クリーンセンターまで1時間以内の場所にあること。運転手が常駐している所在地と車庫が異なる場合は、運転手が常駐している所在地から車庫までの移動時間を含めて当該クリーンセンターまで1時間以内の場所にあること(それぞれの間の距離を直線距離で計測し、時速20kmで移動するものとして計算するものとする。)

オ 京都市競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

カ この入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人

の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、この入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

(2) 第2次確認に係る資格

次に掲げる資格を有することを証明できること。

ア 第2次確認書類の提出の日において、第1次確認に係る資格を有していること。

イ 第2次確認書類の提出の日において、車両が、仕様書において定める特殊仕様に合致するものであること。

ウ 第1次確認を受けた日から第2次確認の日までの間において、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法並びに同説明書等に対する質問期限及び回答期限

(1) 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

公告の日から平成19年1月26日午後5時まで、次の場所において無償で交付する。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、交付を行う時間は午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎1階

京都市理財局財務部調度課

電話 075-222-3315

(2) 入札説明書等に対する質問期限及び回答期限

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は、市長に対し、質問事項、

住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を、平成19年1月16日午後5時までに、持参により3(1)の場所に提出しなければならない。

書面の受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

質問期限締切後、入札説明書等に対する質問は一切受け付けない。

イ 市長は、3(2)アによる質問を受けたときは、平成19年1月22日までに、質問に対する回答書を、京都市理財局財務部調度課において閲覧できるようにする。

#### 4 競争入札参加資格確認の手続

##### (1) 提出書類

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件に係る証明書等を提出し、審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2各号に掲げる資格を有することを証明する書類

##### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出期限及び提出場所

ア 第1次確認に係る資格を有することを証明する書類の提出期限及び提出場所

平成19年1月26日午後5時まで

3(1)の場所へ提出すること。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、平成19年1月26日午後5時ま

でに3(1)の場所に必着させること。

イ 第2次確認に係る資格を有することを証明する書類の提出期限及び提出場所

平成19年2月22日午後5時まで

3(1)の場所へ提出すること。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、平成19年2月22日午後5時まででに3(1)の場所に必着させること。

(3) 競争入札参加資格確認通知等

ア 4(2)アの書類の受領後、第1次確認を行い、その結果は平成19年2月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

イ 一般競争入札参加資格確認通知により入札参加資格を認めた者について、4(2)イの書類の受領後、平成19年2月26日から3月2日までの間に、東部山間埋立処分地において、第2次確認を実施する。第2次確認の詳細な日時は、第1次確認により入札参加資格を認められた者に対して、別途通知する。

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において第1次確認に係る資格を有していたと認められる登録業者以外の者が、平成19年2月19日の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた場合において、平成19年2月19日現在において告示に定める資格の審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができるものとする。この場合において、当該資格がないと認めたときは、その理由を付して通知する。

(4) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明請求

ア 4(3)の第1次確認の結果、競争入札参加資格がないと認められた者は、

市長に対し、書面により、競争入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は平成19年2月26日までに、3(1)の場所へ提出しなければならない。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成19年3月5日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 重複車両による入札参加資格の確認の申請

入札参加資格の確認の申請については、同一車両により1(1)①、②、③、④に掲げる業務に係る競争入札（以下「対象競争入札」という。）の全部又は一部について重複して行うことができる。

(6) 入札手続中の車両の使用制限

車両は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日以後、産業廃棄物の運搬に供してはならない。ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日の翌日から入札の日の前日までの期間（以下「用途変更許容期間」という。）において産業廃棄物の運搬の用に供しようとするため、あらかじめ、本市に対して「産業廃棄物収集運搬誓約書」を提出した場合を除く。

(7) 競争入札参加資格確認の取消し

市長は、競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 4(3)の第2次確認を受けなかったとき。又は第2次確認の結果、本件入札に参加する者に必要な資格を有していないと認めたとき。

イ 落札決定の日時までに、規則第2条に基づき告示し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。

ウ 落札決定の日時までに、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けたとき。

エ あらかじめ「産業廃棄物収集運搬誓約書」を提出せずに用途変更許容期間内において産業廃棄物の運搬の用に供したとき及び当該期間外に産業廃棄物の運搬の用に供していたことが判明したとき。

オ アからエまでに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

カ その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

#### (8) 重複競争入札参加における入札参加資格の取消し

同一車両により対象競争入札の全部又は一部について重複して入札参加資格の確認の申請を行い、同一車両により入札参加資格があると認められた対象競争入札（以下「重複競争入札」という。）が複数あった場合において、重複競争入札のうちいずれかの競争入札において落札者となったときは、当該競争入札の落札決定後に落札決定を行う重複競争入札の参加資格は、取消すものとする（入札は①、②、③、④の順に執行する。）。

#### 5 入札執行の日時及び場所

① 平成19年3月8日 午前11時00分

② 平成19年3月8日 午前11時10分

③ 平成19年3月8日 午前11時20分

④ 平成19年3月8日 午前11時30分

①から④まですべて京都市理財局財務部調度課入札室

なお、入札書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成19年3月7日午後5時までに3(1)の場所に必着させること。

一般競争入札参加資格の確認の結果の通知の日の前日までに告示に定める資



格の審査の申請を行っていた登録業者以外の者が、入札書を郵送しようとする場合において、入札書の到着の日においてその者の告示に定める資格の審査が継続しているときは、本市は、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札書を受領するものとする。

## 6 入札方法

- (1) 入札は、1(1)に掲げる役務等件名ごとにその順に行う。
- (2) 入札金額は、総価を記入するとともに、指定処分地2箇所について、それぞれ1トン当たりの単価を内訳として、記載すること。
- (3) 落札の決定は、上記(2)の総価（ただし、上記(2)による指定処分地ごとの単価に指定処分地ごとの2年間の予定トン数を乗じたものの合計とする。）の比較によって行う。
- (4) 契約の締結は、上記(2)の単価による単価契約により行う。契約金額については、上記(2)の指定処分地ごとの各単価に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）とする。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下

「非落札者」という。)から契約の履行に必要な物件(落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。)又は役務を調達してはならない。

(2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。

(3) 前2号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

## 8 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 9 入札の無効

(1) 京都市契約事務規則第6条の2各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。

(2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規則第6条の2第13号に基づきそれぞれ無効とするとともに、競争入札参加停止を行う。

(3) この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて競争入札参加停止を行う。

## 10 その他

- (1) この契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、京都市は、翌年度以降において当該委託料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により、京都市がこの契約を解除した場合において、契約者は、京都市が翌年度以降に支払いを予定していた委託料を請求することはできない。
- (3) 契約者は、前項に定めるもののほか、京都市がこの契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について、京都市に請求することはできない。
- (4) この調達には、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (5) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 詳細は、入札説明書による。
- (9) 本公告に関する問い合わせ先 3(1)の交付場所に同じ。

## 11 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、契約者は、その費用を京都市に請求することはできない。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:

Transportation of residue from Incineration Plants:

- ① South District Incineration No.1 Plants, Approximately 50,200t
- ② North-East District Incineration Plants, Approximately 53,000t

- ③ North District Incineration Plants, Approximately 33,200t
- ④ East District Incineration Plants, Approximately 34,300t
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 26 January, 2007 and 22 February, 2007
- (3) Time-limit of tenders:
  - ① 11:00a.m. 8 March, 2007
  - ② 11:10a.m. 8 March, 2007
  - ③ 11:20a.m. 8 March, 2007
  - ④ 11:30a.m. 8 March, 2007
- (4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division, Finance Bureau,  
City of Kyoto  
Teramachi-Oike, Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan  
Phone 075-222-3315

(理財局財務部調度課)